

岐阜県公報

第二千六百八十六号
平成二十七年十月二日

(金曜日)

目次

規 則

知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(法務・情報公開課) 六八二

告 示

岐阜県恩給及退隠料給与手続の一部改正

(職員厚生課) 六八二

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 六八二

指定訪問看護事業者等の指定

(同) 六八三

指定医療機関の廃止の届出

(同) 六八三

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(同) 六八三

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 六八四

林業用種苗生産事業者の登録

(森林整備課) 六八四

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 六八四

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 六八八

道路の供用開始

(道路維持課) 六八八

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 六八八

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 六九〇

政治団体の異動事項の公表

(同) 六九〇

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 六九一

資金管理団体の異動事項の公表
公職選挙法以外の法律に基く選挙又は投票もしくは審査における不在者投票のできる病院等の指定に関する告示の一部改正

(同) 六九二

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 六九三

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 六九三

公共測量の実施

(用地課) 六九三

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 六九三

規則

知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百十号

知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十二条第二項第十二号」を「第十二条第二項第十三号」に改める。

別記第一号様式中

個人情報の対象者の範囲

個人情報の対象者の範囲	を	「
特定個人情報の有無	有	無
		」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

告示

岐阜県告示第百六十八号

岐阜県恩給及退隠料給与手続（昭和九年岐阜県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

第八条中「第三十四条ノ三第三項」を「第三十四条ノ三第二項」に改め、同条第二号中「第三十条ノ八第一項」を「第三十条ノ十五第一項」に、「本人確認情報」を「同項ノ都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

附則

この告示は、平成二十七年十月五日から施行する。

岐阜県告示第百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
第一薬局	今渡店 可児市今渡字鳴子三三九四三	平成二七・八・三
ひだ薬局	岡本店 高山市岡本町四一五	同
各務原内科	各務原市鷺沼西町四二二三六	平成二七・九・一
あおぞら歯科クリニック	揖斐郡揖斐川町上南方四八〇三	同
しょうなん調剤薬局	羽島郡笠松町門間字村浦八四八番	同
笠松店	同	同

きらり調剤薬局 多治 多治見市前畑町五丁目一〇八番地 同
 見店 五 一〇三
 荘 川 薬 局 高山市莊川町新洲四一八番地 一 同
 ひだまり薬局 各務原市蘇原希望町四 三 一 一 平成二七・九・九

岐阜県告示第五百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ケアトビツク	高山市新宮町七九 四	訪問看護ステーションきりん	高山市大新町4丁目一七五番地	平成二七・九・一

岐阜県告示第五百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

る。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あかさか歯科医院	中津川市千旦林二二五 四	平成二七・七・三一
ヒロミ薬局 今渡店	可児市今渡字鳴子三三九 四 三	平成二七・八・二
ひだ薬局 岡本店	高山市岡本町四 一 五	平成二七・八・二
愛生クリニック	羽島郡笠松町円城寺九四二 二	平成二七・八・三一
浅井耳鼻科クリニック	大垣市清水町二七	平成二七・八・三一
沢 田 内 科	羽島郡岐南町上印食三 一七八	平成二七・八・三一
メンタルヘルスオプイ	瑞穂市只越九〇七 五	平成二七・八・三一
ス 穂積すこやか診療		
かとう皮フ科	大垣市伝馬町六	平成二七・八・三一
トーカイ薬局 土岐泉	土岐市泉郷町四 二二三	平成二七・八・三一
ワンダー薬局	羽島郡岐南町八剣一 一七八	平成二七・八・三一
シンエイ調剤薬局	土岐市泉神栄町4丁目八番地三号	平成二七・八・三一

岐阜県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
サービスの種類
居宅介護事業所等の名称
居宅介護事業所等の所在地
指定年月日

有限会社ジエイ・スパック
大垣市矢道町二丁目一七五番地二
介護予防訪問介護
J・スパック介護サービス
大垣市矢道町二丁目一七五番地二
平成二七・五・一

萩野 賢
大垣市宮町一三八
居宅療養管理指導
萩野 歯科 医院
大垣市宮町一三八
平成二七・七・一

萩野 賢
大垣市宮町一三八
介護予防居宅療養管理指導
萩野 歯科 医院
大垣市宮町一三八
平成二七・七・一

岐阜県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 施設所等の名称 施設所の所在地又は施術者の住所 年月日

吉村 知哲 ワイズ整骨院 岐阜 瑞穂市穂積一四七九 一 平成二七・八・一

岐阜県告示第五百七十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次の者を林業用種苗生産事業者として登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

登録番号 一九三八	氏名又は名称及び住所 株式会社佐合木材 美濃加茂市古井町下古井四五〇番地の一	生産事業の内容 種穂 精選 苗木 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	事業所の名称及び所在地 株式会社佐合木材 美濃加茂市古井町下古井四五〇番地の一
--------------	--	--	---

岐阜県告示第五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町下字上久呂瀬六四二の七、六四二の二一〇、六四五の一、六四六の一、六四六の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾下大須字和井谷八九一の二

岐阜県知事 古 田 肇

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾板所字黒山七の四四

岐阜県知事 古 田 肇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十号

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本県市根尾下大須字門脇二二四六の九六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町志津山字村裏五六三から五六七まで、五六八の一、字村東五八八から五九一まで、五九三、谷汲深坂字善光山尻二五四五、二五五〇の二、二五七六の五、字栗屋洞二七〇九、字仁堂山二七一から二七一四まで、二七一七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

志津山字村裏五六三・五六五・五六七・五六八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五六四、五六六、字村東五八八から五九一まで・五九三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、谷汲深坂字善光山尻二五四五、二五五〇の二、二五七六の五、字栗屋洞二七〇九、字仁堂山二七一から二七一四まで、二七一七

四まで、二七一七

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児郡御嵩町古屋敷字大王寺三九三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡池田町藤代字大谷山一〇四六の一から一〇四六の五まで、一〇四六の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めなし。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	御岳山線 朝日線	高山市朝日町胡桃島字上与十郎四二六番九地先から同市同町同字同四二六番一―地先まで	二五・九	平成二七・一〇・二	平成二〇・三・一六

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項

の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年十月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成27年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,665,661人
- 2 総数の50分の1の数
33,314人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
308,208人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	332,991	110,997
大垣市	144,930	48,310
高山市	75,248	25,083
多治見市	92,726	30,909

関	津川市	72,893	24,298
丹	津川市	65,859	21,953
美	濃浪市	18,097	6,033
瑞	浪島市	31,465	10,489
羽	島那市	54,459	18,153
恵	那加市	43,084	14,362
美	濃加茂市	40,900	13,634
土	岐加市	48,771	16,257
各	務原市	117,982	39,328
可	児市	92,954	30,985
山	県市	23,244	7,748
瑞	穂市	40,350	13,450
飛	驒市	21,472	7,158
本	巢市	42,031	14,011
郡	上市	36,373	12,125
下	呂市	28,772	9,591
海	津市	30,123	10,041
羽	島郡	37,385	12,462
養	老郡	25,162	8,388
不	破郡	28,728	9,576
安	八郡	19,581	6,527

増 斐 部	57,181	19,061
加 茂 部	42,900	14,300

岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治

団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり変更した。

平成二十七年十月二日
岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党増斐郡支部	中 川 仁 志	丸 山 周 治	増斐郡大野町西方1054		平成27年8月24日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
北倉としはるを育てる会	北 倉 利 治	北 倉 和 年	瑞穂市宮田271 8	平成27年9月7日
鷺見勇を支援する会	臼 井 弘	植 村 光 敏	関市武芸川町跡部651 3	平成27年8月10日
塚原弘道を育てる会	塚 原 弘 道	塚 原 弘 道	関市上白金625	平成27年4月8日
三浦もとし後援会	日 比 清 臣	河 野 千 尋	本巣郡北方町加茂584	平成27年8月7日

岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治

団体の届出事項の変更届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その届出事項を次のとおり変更した。

平成二十七年十月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異年月日
		代表者	会計責任者			
自由民主党上宝支部	谷村昭次	代表者	谷村昭次	高山市興飛驒温泉郷栃尾3393	佐竹 稔	平成27年7月23日
		会計責任者	中本 寿志		今井 浩	
太田まさしを育てる会	山川 孝志	代表者	山川 孝志	中野 誠一	平成27年4月10日	
勝しげゆき後援会	中島 利雄	会計責任者	勝 つや子	山村 正康	平成26年12月25日	
川合治義後援会	川合 治義	主たる事務所の所在地	関市神野1244 1	関市神野302 2	平成27年4月18日	
岐阜市政の発展、教育の再生を進める会	須田 眞	会計責任者	須田 眞	的 矢 進一	平成27年8月5日	
佐藤武彦後援会	別府 卓也	主たる事務所の所在地	美濃市笠神1013	美濃市上条71 1	平成27年4月6日	
須田眞後援会	小酒井 茂	会計責任者	須田 眞	的 矢 進一	平成27年8月5日	
名古屋税理士政治連盟関支部	古田 良典	代表者	古田 良典	中村 博逸	平成27年5月13日	
		会計責任者	安田 昌孝	西田 憲幸		
西部雅之を育てる会	土屋 戒造	代表者	土屋 戒造	三輪 繁一	平成26年7月15日	
尾藤藤昭後援会	常川 公男	主たる事務所の所在地	関市東門前町6	関市長住町1	平成27年5月1日	

岐阜県選挙管理委員会告示第七十二号

平成二十七年十月二日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告知する。

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
伊藤たかよし後援会	伊藤慶和	伊藤文子	瑞浪市西小田町3 143	平成27年2月10日			
いとしる21世紀の会	上村和夫	石徹白隼人	郡上市白鳥町石徹白第36号24	平成27年7月20日			
岐阜市の福祉と住民主権を考える会	関谷雅彦	関谷雅彦	岐阜市茜部大野2 184 3	平成27年8月24日			
はやみず栄二後援会	菅原豊後	小島志乃	土岐市駄知町1262 6	平成25年5月1日			
広瀬あやのりを育てる会	広瀬菊夫	廣瀬収光	不破郡垂井町綾戸199	平成27年7月31日			
ふるさと清流会	石田芳弘	奥田嘉明	下田市萩原町古閑1358 2	平成27年8月10日			
明政会	長屋和伸	鷗七郎	関市板取6546 3	平成27年4月30日			

岐阜県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
藤埜理	ふじつか理を育てる会	公職の種類	垂井町長	垂井町議会議員

岐阜県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法以外の法律に基づく選挙又は投票もしくは審査における不在者投票のできる病院等の指定に関する告示（昭和三十一年岐阜県選挙管理委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

「農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条を削る。」

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年九月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 j & j 企画
- 三 代 表 者 の 氏 名 竹村 和子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字黒野一六五五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、知的・精神・身体に障害を抱えた方に対して、働く場所を提供し、地域生活支援や就労継続支援に関する事業を行い、仕事を通じて共に働く喜びを感じ、地域社会の一員として自立・自己実現を目指し、社会参加に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
八百津地区	八百津町役場	平成二七・一〇・二一から二二まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 関市
- 二 作業種類 公共測量（二級及び三級基準点のパラメータ補正）
- 三 作業期間 平成二十七年九月十五日から 同 年十一月十三日まで
- 四 作業地域 関市鑄物師屋

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員 土地改良区名	退任年月日	役名	氏 名	住 所
改区				

揖斐川以
東用水土
地改良区
平成
27
年
10
月
2
日

理事 安田篤夫 安八郡安八町大野 五九八番地
同 長崎昭男 大垣市墨俣町上宿 三番地一
同 北島清治 同 下宿 二九四番地
同 白木傳二 安八郡安八町北今ヶ淵一四七四番地の一
同 岡田得美 同 氷取 七六七番地
同 説田宗男 同 南今ヶ淵二〇七番地の一
同 岩田誠 同 森部一四七八番地の一
同 戸田管彦 同 大森 五四七番地
同 西松豊 同 南條 二八六番地
同 澁谷義男 同 善光 一九六番地
同 小川徳善 同 中須 六一番地
同 尾崎満廣 同 森部 三一番地
同 渡邊邦夫 大垣市墨俣町墨俣 九七七番地

就任した役員

土良地名
揖斐川以
東用水土
地改良区
平成
27
年
10
月
2
日

役名 氏名 住居
理事 安田篤夫 安八郡安八町大野 五九八番地
同 下野博司 大垣市墨俣町上宿 三三七番地
同 小倉敏裕 同 下宿 一八番地
同 白木傳二 安八郡安八町北今ヶ淵一四七四番地の一
同 岡田得美 同 氷取 七六七番地
同 梅村巖 同 南今ヶ淵二九番地の一
同 山田洋臣 同 森部 九八三番地
同 竹内要吉 同 大森 七一六番地
同 西松久夫 同 南條 五二七番地の一
同 澁谷義男 同 善光 一九六番地
同 堀正同 同 東結二二八九番地の一

同 監事 尾崎満廣 同 森部 三一番地
同 渡邊邦夫 大垣市墨俣町墨俣 九七七番地

平成二十七年十月二日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社